

### 第 3 8 号 議 案

#### 足立区子ども・子育て施設整備基金条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

#### 足立区子ども・子育て施設整備基金条例

( 設 置 )

第 1 条 子ども・子育て施設の整備に係る資金に充てるため、足立区子ども・子育て施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

( 定 義 )

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 事業計画 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 6 1 条第 1 項の規定に基づき定める子ども・子育て支援事業計画をいう。

( 2 ) 子ども・子育て施設 事業計画に定める教育及び保育のための施設をいう。

( 基金の用途 )

第 3 条 基金の用途は、事業計画に即して実施する次のものとする。

( 1 ) 足立区による子ども・子育て施設の整備

( 2 ) 事業者による子ども・子育て施設の整備に対する助成

( 積立て等 )

第 4 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

2 前条に規定する目的のために区になされた寄附金は、基金に組み入れることができる。

( 管 理 )

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を子ども・子育て施設整備資金として処分することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。

(提案理由)

子ども・子育て施設整備基金を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。